| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 二　夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能<br>三　路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能 |
| | | | 教材等必要な教材を用いて行うこと。 |
| | 準中型免許 | 準中型車講習 | |
| ［略］ | | | ［略］ |
| | | 一　貨物自動車及び普通自動車（貨物自動車を除く。）の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通自動車（貨物自動車を除く。）の安全な運転に必要な技能及び知識<br>二　夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能<br>三　路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能<br>四　高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転に必要な技能及び知識 | 教本、準中型自動車（貨物自動車に限る。）運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 |

二　［略］

三　第一号の表の準中型免許の項の第三欄第一号及び第四号に掲げる講習事項（同欄第一号に掲げる講習事項にあつては、同項第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、普通自動車（同項第三欄第一号に掲げる講習事項にあつては、貨物自動車を除く。）を用いて行うこと。

四　第一号の表の第二欄に掲げる講習の区分に応じ、道路における大型自動車（貨物自動車に限る。）、中型自動車（貨物自動車に限る。次号において同じ。）、準中型自動車（貨物自動車に限る。）及び普通自動車（現に普通免許を受けている者に対する準中型車講習にあつては、準中型自動車）又は普通自動車の運転の実習その他のこれらの自動車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

［号を削る。］

五　次に掲げる第一号の表の第三欄に掲げる講習事項については、同表第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、それぞれ次に定める自動車を用いて行うことができる。

イ　大型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項（荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る。）　中型自動車又は準中型自動車

ロ　大型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項　中型自動車、準中型自動車又は普通自動車

ハ　中型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項（荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る。）　準中型自動車

ニ　中型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項　準中型自動車又は普通自動車

ホ　準中型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項　普通自動車

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ［項を加える。］ |
| | | | 二　夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能<br>三　路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能 |
| | | | 教材等必要な教材を用いて行うこと。 |
| ［同上］ | | | ［同上］ |

二　［同上］

［号を加える。］

三　第一号の表の第二欄に掲げる講習の区分に応じ、道路における大型自動車（専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下この号及び次号において「貨物自動車」という。）に限る。）、中型自動車（貨物自動車に限る。次号において同じ。）又は普通自動車の運転の実習その他のこれらの自動車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

四　第一号の表大型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項（荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る。）、同欄第三号に掲げる講習事項又は同表中型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項については、同表第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、それぞれ中型自動車、中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動車を用いて行うことができる。

［号を加える。］